

旭川医科大学看護学科グループ担任に関する要項

(令和3年11月10日学長裁定)

(目的)

第1 この要項は、旭川医科大学医学部看護学科にグループ担任を置き、もって学生が早期に大学生活に適応するためにサポートを行うこと及び学生に将来の医療人としての成長を促すことを目的とする。

(配置)

第2 グループ担任は看護学科教員会議で選考し、次に掲げるとおり配置する。

- (1) 第1学年に3名
- (2) 第2学年に3名

(任務)

第3 グループ担任は次に掲げる任務を担当する。

- (1) 担当グループ学生の修学上及び学生生活上の相談
- (2) 学年担当教員の補佐
- (3) その他、担当グループ学生に係わる支援

(任期)

第4 グループ担任は、学年進行で連続して2年間担当する。

2 グループ担任が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、グループ担任に関し必要な事項は看護学科教員会議が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年11月10日から実施する。

【制定理由】

看護学科のグループ担任に関し必要な事項を定め、もって学生の指導及びサポート体制の充実を図るものである。